



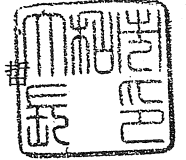
大和市告示第**87**号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙調書のとおり大和市の町の区域を設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字の区域を廃止する。

なお、当該町の区域の設定及び変更並びにこれらに係る字の区域の廃止の効力は、平成30年10月9日から生ずるものとする。

平成30年**4**月**2**日

大和市長 大 木



区域調書

1 町の区域の設定

| 設定後の町名 | 左に包含される区域の字名 | 区域図 |
|-----------------------------|--|--------|
| ちゅうおうりんかんななちょうめ 中央林間七丁目 | 下鶴間字甲十号の一部 下鶴間字乙一号の一部 | 別紙のとおり |
| ちゅうおうりんかんはちちょうめ 中央林間八丁目 | 下鶴間字甲九号の一部 下鶴間字甲十号の一部 | |
| ちゅうおうりんかんきゅうちょうめ 中央林間九丁目 | 下鶴間字甲八号の一部 下鶴間字甲九号の一部 下鶴間字甲十号の一部 | |

2 町の区域の変更

| 変更後の町名 | 左に包含される区域の字名及び町名 | 区域図 |
|---------|----------------------------------|--------|
| 中央林間六丁目 | 下鶴間字甲八号の一部 下鶴間字丁七号 下鶴間字丁八号 | 別紙のとおり |
| 中央林間八丁目 | つきみ野五丁目の一部 | |

3 字の区域の廃止

設定し、及び変更する町の区域に包含される区域内に存在する字の区域は、廃止する。

4 備考

町の境界は、道路のうち、おおむね東西に通ずるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。